

2023年10月2日

各 位

## 「いよぎんの遺産整理業務」の取扱いを開始します！

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、「いよぎんの遺産整理業務」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

「遺産整理業務」とは、相続手続きをご自身で進めることが難しいご相続人に代わって、当行がワンストップで相続手続きを代行するサービスです。手続きをどのように進めればよいか分からない方、仕事や家事が忙しく手続きをだれかに任せたい方など、当行がまるごとサポートいたします。

当行は、本サービスを通じて、地域のお客さまの円滑な資産承継を支援いたします。

## 記

## ○取扱開始日

2023年10月2日（月）

## ○サービス概要

名称	いよぎんの遺産整理業務			
契約形態	委任契約（委任者：相続人全員、受任者：当行）			
契約時期	相続発生後			
業務内容	相続財産の調査・資料収集、財産目録の作成・報告、遺産分割協議書作成の支援 相続財産の換金・名義変更、相続税の納付の代行 等			
税込手数料	A+BまたはCのいずれか高い方の金額			
	A	当行グループで契約中の相続財産×0.22%		
	B	上記A以外の相続財産に対して		
		1億円以下の部分	×1.65%	5億円超10億円以下の部分
1億円超3億円以下の部分		×1.10%	10億円超の部分	×0.11%
C	最低手数料110万円			
手数料支払時期	業務完了時に相続財産の中から支払（契約時の負担なし）			

以 上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行法人コンサルティング部（担当：高須賀・川染） TEL (089) 907-1062

# 相続手続きまるごとサポート

いよぎんの

# 遺産整理 業務



遺産整理業務とは・・・

- 相続手続きに不慣れでどのように手続きを進めていけばいいかわからない
  - 相続人が多数・遠方に住んでいる、遺産の種類が多いため、手続きが不安
  - 仕事や家事で忙しく、手続きをする時間がない
  - 書類収集、名義変更、専門家探しなど、面倒な手続きを誰かにまかせたい
- などのお悩みをお持ちのご相続人に代わって

\*\*\* 伊予銀行がワンストップで相続手続きを代行するサービスです \*\*\*

## 相続手続きに必要な書類

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <p>1. 被相続人・相続人関係</p> <p>&lt;被相続人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本</li> <li><input type="checkbox"/> 除籍謄本</li> <li><input type="checkbox"/> 住民票除票</li> </ul> <p>&lt;相続人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本</li> <li><input type="checkbox"/> 住民票謄本</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑証明書</li> </ul> | <p>2. 土地建物関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 登記事項証明書(不動産登記簿謄本)</li> <li><input type="checkbox"/> 登記識別情報(登記済証)</li> <li><input type="checkbox"/> 不動産賃貸借契約書</li> <li><input type="checkbox"/> 所在地図・公図</li> <li><input type="checkbox"/> 固定資産税評価証明書</li> </ul> <p>3. 金融資産関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 預貯金・信託などの証書・通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 株式・公社債などに関する資料</li> </ul> | <p>4. その他財産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生命保険証書類</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡保険金などの支払通知書</li> <li><input type="checkbox"/> ゴルフ会員権・証書類</li> <li><input type="checkbox"/> 貸付金契約証書</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車検査証</li> </ul> <p>5. 借入金・未払公租公課・葬式費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 借入金契約証書</li> <li><input type="checkbox"/> 諸費用請求書・領収書など</li> <li><input type="checkbox"/> 固定資産税・住民税などの納付書</li> </ul> <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書</li> <li><input type="checkbox"/> 遺言書</li> </ul> |
|---|---|--|

これらは遺産整理に必要な書類の一例です。  
本サービスでは、書類の収集を可能な限り当行にて  
ご対応させていただきます。

# いよぎんの遺産整理業務 ご利用の流れ

## 1 事前のご相談

相続人の状況、遺産の概要、遺言の有無等をお伺いし、遺産相続に必要な手続き、スケジュール等についてアドバイスをいたします。

## 2 相続人の調査・確定

被相続人と相続人の皆様の戸籍・除籍謄本等から、相続人を確定します。 [司法書士のご紹介](#)

## 3 税務申告に関するご相談（相続税・所得税）

被相続人の財産額により、相続開始後4カ月以内に準確定申告・納付、10カ月以内に相続税申告・納付が必要となる場合があります。⇒税理士と連携して以後の手続きを進めます。 [税理士のご紹介](#)

## 4 遺産整理に関する委任契約の締結

相続人の皆様と当行との間で「遺産整理業務に関する委任契約」を締結し、代表相続人をご指定いただきます。代表相続人は、当行へのご指示やご連絡の窓口となっていただきます。

## 5 財産の調査・財産目録の作成

相続人の皆様にご協力いただき、遺産や債務を調査し、判明した相続財産について財産目録を作成します。この際、相続人の皆様が保管されている預金通帳・権利証等をお預かりします。

## 6 遺産分割協議書作成のアドバイス

遺言書がない場合は、遺産の全容が判明した段階で、相続人全員でご協議いただき、協議内容をもとに当行が遺産分割協議書作成のお手伝いをいたします。

## 7 相続財産の名義変更・換金（預貯金、証券、不動産）

遺産分割協議書または遺言書に基づき、預貯金・有価証券などの換金、不動産等の名義変更手続きを行い、遺産分割を実施します。

## 8 遺産整理業務完了のご報告

遺産分割手続き完了後、相続人の皆様に全ての手続き内容を報告します。

### 手数料（税込）

手数料およびその他費用は遺産整理業務完了のご報告後、相続財産の中から清算させていただきます。

#### いよぎんの遺産整理業務の手数料

相続・遺贈財産について当行所定の相続財産評価額（消極財産控除前）に対し、下記の料率を乗じた合計額。ただし、下記の計算結果に関わらず、最低手数料1,100,000円といたします。

伊予銀行グループ  
(証券含む)の財産

0.22%

+

伊予銀行グループ以外の財産（他行、証券会社、不動産等）

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ・ 1億円以下の部分……………1.65% | ・ 5億円超10億円以下の部分…0.33% |
| ・ 1億円超3億円以下の部分…1.10% | ・ 10億円超の部分……………0.11%  |
| ・ 3億円超5億円以下の部分…0.55% |                       |

#### その他費用

- 相続税申告および準確定申告等に係る税理士報酬
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書等の取り寄せ費用
- 不動産相続登記に係る登録免許税・司法書士報酬
- 預貯金等の残高証明書の発行手数料

お問い合わせはお近くの<いよぎん>の窓口へ

(2023年10月2日現在)